

i 新築・増築家屋の調査



市では、固定資産税を公平かつ適正に課税するため、調査員（市職員）が訪問して家屋調査を実施しています。

家屋調査とは

固定資産の評価額を算定するため、新築・増築家屋などを対象に現地調査を行うものです。調査結果を、国が定める固定資産評価基準により評価して課税台帳に登録します。

調査方法

建物外部（屋根・外壁など）と内部（床・柱・建具など）の使用部材などの調査や、家屋の形状・間取り計測、完成図面などを確認します。

問 課税課 ☎ (93) 0444

i 地方税共通納税システムで電子納税

事業所などで行っている地方税の電子申告、電子申請・届出のほか、電子納税が利用可能です。

市へ電子納税できる税金の種類は、法人市民税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）です。

利用時間は 8:30～24:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）です。詳しくは eL TAX ホームページをご覧ください。



問 ヘルプデスク ☎ (0570) 081459
受付時間 9:00～17:00
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

納期内納付に
ご協力ください

6/30 (金)

■ 市民税・県民税 第 1 期

i 国民年金を受給している皆さんへ

次の要件に該当する人は、手続きが必要です。

誕生月に日本年金機構から書類が届いたとき

加給年金や障害年金の受給者、住民基本台帳ネットワークでの現況確認ができない人などには、日本年金機構から各届出書が送付されますので、必ず提出してください。

年金の受取金融機関を変更したいとき
日本年金機構へ「年金受給権者 受取金融機関変更届」を提出してください。

問 幕張年金事務所
☎ 043 (212) 8621

i 年金払込通知書・年金額改定通知書を送付

年金払込通知書は、毎年 6 月に金融機関などの口座振込で年金を受け取っている人に、6 月～翌年 4 月（2 か月に 1 回）まで毎回支払われる金額をお知らせするものです。年金支払額や受取金融機関に変更があった場合には、その都度お知らせしています。**視覚障害を事由として障害年金を受給している人**

音声コードを印刷してお知らせする取り組みも行っています。

問 幕張年金事務所
☎ 043 (212) 8621

i ジェネリック医薬品差額通知を送付

該当月に処方された新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品（後発医薬品）に変更した場合、薬代の自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる人に、年 4 回通知書を郵送します。なお、国民健康保険加入者全員に届くものではありません。通知を希望しない人は連絡してください。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

i 資源ごみの拠点回収



■ 日時、場所

6 月 25 日（日）

○ 9:00～11:30

市役所正面玄関前駐車場

○ 13:00～15:00

北部コミュニティセンター第 2 駐車場

※雨天決行（荒天などにより中止になる場合があります）

■ 当日回収できる資源ごみ

新聞、雑誌、段ボール、牛乳用紙パック、雑がみ、衣類、飲料用アルミ缶、小型電子機器（パソコン、スマートフォン、携帯電話、デジタルカメラ）

■ その他

事業ごみやその他のごみは回収できません。

問 クリーンセンター ☎ (93) 4529

i 廃棄物の不法投棄をなくそう

不法投棄は絶対やめましょう

不法投棄をした人には、厳しい罰則が科せられることがあります。

不法投棄を見かけたら

捨てられている物や場所、車のナンバーなどを警察または環境課へ通報してください。

不法投棄されている場所を見つけたら、環境課へ連絡してください。

なお、私有地は、市で対応できない場合もあります。

不法投棄をさせない・されないために

定期的に土地の見回りや草刈りを行い、フェンスなどを設けて管理されている土地であることを示すなど、予防に努めることが大切です。

問 環境課 ☎ (93) 4945